

出張所管内(国道45号東松島市～登米市津山町・国道108号石巻市)の国道に関する話題をお伝えします。

## ゴミのないきれいな道路に！ 不法投棄は禁止されています

管内をパトロールしていると、不法に投棄されたゴミを発見することがあります。残念なことに、こうした不法投棄は後を絶ちません。ゴミは、道路の安全な通行に支障を及ぼしたり、駐車帯などの利用の妨げになったりする場合があります。当出張所では、こうした現状を改善するため、警察などと連携して対応しています。

道路は、皆さんの生活や地域の経済活動にとって欠かせない財産です。大切な道路にゴミを捨てないよう、みんなで取り組みましょう！



不法投棄は  
犯罪です！

道路に不法投棄すると、下記の法律で罰せられます。

### 〈道路法〉

- ・1年以下の懲役 または
- ・50万円以下の罰金

### 〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉

- ・5年以下の懲役 または
- ・1,000万円以下の罰金  
(法人は3億円以下)
- ・あるいは両方

